

(別紙様式)

課外活動奨励金交付申請書

令和 年 月 日

岩手県立大学後援会長 様

団体名 _____

代表責任者

氏名 _____ (印)

学籍番号 _____

学部・学科 _____

下記のとおり、岩手県立大学後援会課外活動奨励金を申請いたします。

記

1 申請金額 _____ 円

2 内 訳

大会名等 _____

- 大会遠征費用
 会場使用料
 登録料等 (登録料・加盟料・参加料)
 資格奨励金

- ※ 1 大会遠征費用は、大会要項・パンフレット等を添付すること。
2 登録料等は、申請した登録用紙等を添付すること。
3 領収書等金額が明示されたものを添付すること。
4 資格取得を証明するものを添付すること。

岩手県立大学後援会

裏面「課外活動奨励金振込口座届」にも記入してください。

(裏面)

岩手県立大学後援会課外活動奨励金交付基準

(令和4年1月7日一部改正)

1 趣旨

学生生活の充実及び学生課外活動を奨励するため、スポーツ・文化活動で、顕著な成績を修めた、または活躍が期待できる団体又は個人について、岩手県立大学後援会が認めたときは、予算の範囲において奨励金を交付する。

2 交付基準

- (1) 学生連盟などの公的機関が主催する大会（県大会規模以上）に出場した場合、遠征費用（交通費・宿泊費）の50%以内で交付する。ただし、全国大会又は国際大会に出場する場合はこの限りでない。
- (2) 学外において公演・発表・展示を行った場合、会場使用料の50%以内で交付する。
- (3) 学生連盟などの公的機関への登録料、加盟料及び大会参加料を交付する。
- (4) 次の資格取得者に奨励金を交付する。
① 英検1級 ② 英検準1級 ③ TOEIC 700点以上 ④ TOEFL-iBT 76点以上
- (5) その他後援会長が特に認める経費を交付する。

3 交付申請

奨励金の交付を受けようとする団体又は個人は、課外活動奨励金交付申請書（別紙様式）に必要な書類を添えて後援会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。

4 交付決定

前項の申請があった場合は、その内容を審査のうえ交付額を決定し、交付することとする。

課外活動奨励金交付基準の運用について

(平成27年4月1日一部改正)

岩手県立大学課外活動奨励金交付基準（平成13年10月27日理事会決定）の運用については、次のとおりとする。

1 交付基準関係

- (1) 全国大会（大規模なものに限る。）又は国際大会に出場する場合の遠征費用に係る課外活動奨励金（以下「奨励金」という。）の補助率は、80%とする。
- (2) 遠征費用のうち補助対象となる費用は、原則として次のとおりとする。
ア 公共交通機関の運賃
イ 高速道路通行料金
ウ 宿泊費（朝食代を含む。）
- (3) 学生を引率する顧問や監督など学生以外の者も交付対象とすることができる。
- (4) 資格取得者奨励金の交付金額は、1万円とする。

2 交付申請関係

- (1) 奨励金の交付申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。
ア 領収書又は請求書の写
イ 大会又は公演等の内容を確認できる書類（大会開催要項、パンフレット等）
ウ 参加者の氏名を確認できる書類（参加申込書等）
エ その他参考となる書類
- (2) 奨励金は、原則として後払いとする。
- (3) 奨励金の交付申請は、大会等終了後1か月以内に行うものとする。

3 交付決定関係

- (1) 奨励金の交付は、原則として金融機関口座振込とする。
- (2) 奨励金の交付を受けようとする団体は、当該団体名義の預金口座を開設のうえ、交付申請時に課外活動奨励金振込口座届（別紙様式）を提出するものとする。

(別紙様式)

課外活動奨励金振込口座届

団体名										
口座名義人	(預金通帳の「氏名」欄を記入)									
振込先	金融機関名称			金融機関種類			店名			
				銀行・信金・信組・農協・郵便局・その他()			(支)店			
	預金種目		振込口座							
	普通・貯蓄		記号(郵便局のみ)				口座番号(右詰め)			

(注) 口座名義人は、団体名及び代表者氏名とすること。